

奈良時代2（農民の負担と土地の制度）

学習日 月 日

点

1 次の税のきまりを見て、あとの各問いに答えなさい。

〔A〕：田でとれた米の約3%の稲を地方の役所に納める。

〔B〕：都で10日間働くか、かわりに布を都に納める。

〔C〕：地方の特産物を都に納める。

① 上の〔A〕～〔C〕にあてはまる税のなまえを、それぞれ漢字1字で答えなさい。

A () B () C ()

② 6歳以上の男女にあたえられ、その人が死ぬと国に返すことになっていた田を何といいますか。 ()

③ ②の田をあたえるこのしくみを何といいますか。 ()

④ ②の田をあたえるもとになった、6年ごとにつくられた人々の記録を何といいますか。 ()

⑤ Cの特産物を都へ運ぶとき、荷札として使われた木のふだを何といいますか。 ()

2 次の文章を読み、あとの各問いに答えなさい。

成人した男子には、都の守りにつく〔X〕や、大宰府(だざいふ)の指揮のもとで九州北部を3年間守る〔Y〕という兵士のつとめもありました。負担は重く、田を捨ててにげ出す農民も出てきます。そこで国は723年に〔Z〕を出し、新しく切り開いた土地を3代のあいだ自分のものにしてよいことにしました。それでも土地を切り開く人は増えず、743年には新しい法律を出しました。

① 文章中の〔X〕～〔Z〕にあてはまる語句を答えなさい。

X () Y () Z ()

② 743年に出された、新しく切り開いた土地を永久に自分のものにしてよいとする法律を何といいますか。 ()

③ ②の法律が出されたあと、力のある貴族や寺社が農民を使って広げていった自分の土地を何といいますか。 ()

④ ③が増えたことでくずれることになった、土地と人々はすべて国のものであるという何といいますか。 ()

解答

- 1 ① A 租(そ) B 庸(よう) C 調(ちょう) ② 口分田(くぶんでん)
 ③ 班田収授(はんでんしゅうじゅ)の法 ④ 戸籍(こせき) ⑤ 木簡(もっかん)
- 2 ① X 衛士(えじ) Y 防人(さきもり) Z 三世一身(さんぜいっしん)の法
 ② 墾田永年私財法(こんでんえいねんしざいほう) ③ 荘園(しょうえん)
 ④ 公地公民